

令和 2 年度

七飯町教育行政方針

七飯町教育委員会

I はじめに

令和2年第1回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

本年度も、教育行政の根本となる教育大綱（第2次七飯町教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。））に基づき事業を実施してまいります。

学校教育にあつては、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働き甲斐のある学校」を目指し、学ぶ喜びを共感できる学校づくりを推進してまいります。

社会教育にあつては「生涯学習環境の創出と人材の育成」を基本に「町民がきずなで結ばれ 生きる力を育み ともに学ぶまち七飯」を目指し、その主役となる「人づくり」を念頭に進めてまいります。

一方、大変厳しい財政状況の中、子どもたちや町民への影響に配慮しながら、事務事業の見直しを行ってまいります。

Ⅱ 教育基本方針

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

本年度も、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

Ⅲ 令和2年度の主要施策

令和2年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1 開かれた教育行政の推進

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議と連携を図り、責任体制の明確化や教育委員会議の充実、公開、情報発信を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第2 幼児教育の充実

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯に

わたる資質・能力の向上に寄与するものであります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3 学校教育の充実

児童生徒の基礎学力の向上と健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実に努め、「生きる力」の育成を図ります。

児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働き甲斐のある学校」を目指します。

(1) 学校経営の充実

学校評価等を生かし、校長のリーダーシップのもと教育課題解決のため、全教職員の創意が活かせる協働体制の確立に努めます。

七飯町教育研究所や北海道教育大学函館校等と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

教職員の働き方改革を推進するため、各学校にタイムカードを導入し、教職員の勤務時間の適正把握を図ります。

また、勤務時間外における電話対応について、地域や保護者との協議が整った学校から順次、留守番電話機能による対応とします。社会に開かれた教育課程の実現を目指し、中学校区単位でのコミュニティスクールの導入や地域学校協働本部の設置について

検討します。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

児童生徒の育ちと9年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施するとともに、本年度も学習支援員を活用し、習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育てます。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠です。

引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

小学校の社会科副読本は、来年度の改訂版発刊に向けた準備を進めます。

(3) 道徳教育の充実

命を大切にすする心や規範意識を重視し、実社会や実生活との関わりを大切に「心の教育」の充実を図ります。

また、多様な教材の活用を図り、ボランティア活動や体験的な活動を取り入れ、豊かな人間性を育てます。

(4) いじめ対策の充実

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わるすべての関係者が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、「七飯町いじめ防止基本方針」

のもと、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の保護に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

(5) 生徒指導の充実

不登校対策等については、適応指導教室指導員や指導主事が各学校と連携を密にし、七飯町適応指導教室「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など総合的なサポート体制の充実を図ります。また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携しながら対応することとします。

なお、本年度からスクールロイヤー（弁護士）と連携し、問題解決への早期対応を目指します。

校外生活における児童生徒の安全安心を確保するため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や「子ども110番の家」の拡充等に努めます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は改善傾向にありますが、引き続き生活習慣の改善とあわせて、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の高揚に努めます。

(7) 特別支援教育の充実

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等・小学校・中学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

(9) 国際理解教育の充実

国際社会の一員として活躍する信頼される人材を育成するため、英語の外国語講師を継続して配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

また、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」を継続して支援し、小学校外国語活動の充実や中高連携の強化を図ります。

(10) 防災・安全対策の充実

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づ

くりに取り組みます。突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動、「子ども110番の家」や不審者情報ネットワーク等の活用や、コミュニティスクールの特性等を活かし、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食育の推進

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図るうえからも、町費による地元産食材を使用した安全安心な給食を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化、公会計への移行を目指します。

また、衛生管理の水準や意識の向上を図るため、北海道HACC P（ハサップ）の認証取得を目指します。

(12) 教育環境の整備・充実

① 教育施設の整備について

教育施設の安全性・快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。

小学校においては、本年度からプログラミング教育が必修化となることから、国の校内通信ネットワーク整備事業を活用し、各学校のICT環境の整備・強化を図ります。

② 学校備品の整備・充実

教材備品、情報機器の整備は、本年度も計画的に推進します。

なお、情報機器については、学校のICT環境の整備・強化と合わせ、児童生徒1人1台の端末機整備を4年計画で取り組みます。

③ 奨学金の利用促進

進学の見込みと能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金の利用促進を図り、将来を担う有能な人材の育成に努めます。

④ 就学援助費の見直し

生活実態に見合った適正な収入を把握するため、2年後から判定基準を現在の世帯所得から世帯収入に変更します。

⑤ 校長・教頭住宅のあり方

小中学校の校長・教頭住宅は、地域事情及び交通事情に鑑み、学校経営に支障のないよう対応します。

⑥ 大沼岳陽学校の開校について

道南で初めてとなる義務教育学校「大沼岳陽学校」は、地域や保護者、教職員、卒業生をはじめ多くの方々のご理解とご協力により、4月に開校することとなりました。

校訓「世界に輝け」を見据えて、世界に大きく羽ばたけるよ

うな人材の育成を目指します。

なお、開校を記念して、5月に開校式典を実施します。

⑦ 学校事務職員のセンター化について

学校事務職員の業務の効率化を図るため、センター化を検討します。

⑧ 小中学校図書室の地域への開放について

「地域と共にある学校」を目指し、小中学校図書室の地域開放について研究します。

⑨ 学校用務員の民営委託化について

児童生徒の教育環境改善を目指し、民間の専門的技術やその蓄積を活用するため、学校用務員の民営委託化を本年度から実施します。

第4 生涯学習の推進

七飯町が、活力に満ちた町として発展するためには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

第3次七飯町社会教育中期計画（平成28～32年度）に基づき、引き続き町民一人ひとりが地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制

を確立するとともに、時代の変化に対応する第4次七飯町社会教育中期計画（令和3～7年度）を策定します。

あわせて、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせない文化意識の高揚と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

（1）生涯学習

生涯学習、地域づくりを推進するため、中央公民館としての文化センターや各地区公民館、七飯町歴史館などが連携し、文化祭、老人大学、公民館講座、サークル活動の実施や図書資料の活用など、多様な学習機会の提供を図り、生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を目指します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、利用者の安全を確保するうえからも計画的・効率的な整備と集約化を図ります。

老人大学については、高齢化率の進展にもかかわらず参加者は3大学とも減少してきております。高齢者が生き甲斐を持って参加したいと思える老人大学となるよう、講座内容等について検討します。

大沼老人大学は、本年度開講40周年を迎えることから、記念事業を実施します。なお、同大学は、参加者の減少が顕著であるため、本年度をもって閉学とします。

(2) 青少年の健全育成

七飯町が、力強く発展していくためには青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで心身ともに、たくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など青少年育成事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。

共働き家庭の増加や少子高齢化による人口の減少により、家庭と地域とのつながりの希薄化に加え、子育てを支える地域環境が大きく変化しています。

家庭、地域、学校の連携を強化し、子どもの健全育成を目指します。

(4) 芸術・文化の振興

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種芸術文化団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。

また、芸術文化活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町

民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

(5) 文化財の保護・管理の推進

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(6) 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

IV おわりに

以上、令和2年度の教育行政方針について申し上げます。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人ひとりが健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、新年度の教育行政方針といたします。